

## 定住自立圏の形成に関する協定書

都城市（以下「甲」という。）と三股町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携して、安心して暮らせる圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において、相互に役割又は機能を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

### （連携する具体的事項）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### （1）生活機能の強化に係る政策分野

##### ア 医療（広域救急医療）

##### （ア）医療資源の高度化

i) 都城救急医療センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院（以下「救急医療拠点施設」という。）等の整備又は充実

##### a 取組の内容

圏域において必要な救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設等の整備又は充実を図る。

##### b 甲の役割

圏域において必要な救急医療提供体制を構築するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の整備又は充実を図る。

##### c 乙の役割

甲が行う救急医療拠点施設の整備充実については、甲と協議の上これを支援する。

ii) 夜間救急診療体制等の充実

##### a 取組の内容

夜間救急診療体制等を維持するとともにその充実を図る。

##### b 甲の役割

甲が行う休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を維持するものとする。

##### c 乙の役割

甲の維持する休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

iii) 圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

関係機関と連携して、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

b 甲の役割

関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療従事者の確保対策に取り組むとともに、長期的な医療従事者の育成を図る。

c 乙の役割

甲の実施する医療従事者の確保対策に協力する。

iv) 圏域医療の情報化の推進

a 取組の内容

関係機関と連携して、圏域で必要となる医療機能の確保、医療連携の確立、圏域住民への医療サービスの向上に資するために医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化を図る。

b 甲の役割

関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化による医療機関相互の医療情報連携を進める。

c 乙の役割

関係機関と協力して、甲の実施する医療情報の電子化との連携を進める。

(i) 医療連携の充実

a 取組の内容

多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関や関係機関との連携体制を強化する。

b 甲の役割

救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、関係機関とともに医療連携体制を構築する。

c 乙の役割

甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

(ii) 災害時の対応

a 取組の内容

関係機関と連携して、圏域内における災害や感染症等に対応する地域災害医療センター（以下「地域災害医療センター」という。）の機能を確保しつつ、相互連携を構築する。

b 甲の役割

(a) 関係機関と連携して、災害派遣医療チームの編成や感染症等への対応など、甲及び乙の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

(b) 計画的な救急救命士の育成を行う。

c 乙の役割

(a) 甲とともに甲及び乙の区域の地域災害医療センターの充実に協力し、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。

(b) 甲の行う救急救命士の育成について協力する。

(エ) 圏域における搬送体制の構築

a 取組の内容

救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築する。

b 甲の役割

甲の区域における救急搬送機能を強化するとともに、圏域における搬送体制を構築する。また、緊急時の搬送機能を確保するために、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

c 乙の役割

甲の行う圏域の搬送体制の構築に協力し、救急車の適切な利用等についての啓発を行う。

イ 産業振興

(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」（以下「都城志布志道路」という。）を活用した産業振興

a 取組の内容

都市資源と農村資源の融合及び産業の高度化による産業振興を図る。

b 甲の役割

都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備し、圏域の産業振興や雇用創出を図るとともに、乙と協力した企業誘致活動に取り組む。

c 乙の役割

甲と連携して、圏域内への企業誘致活動に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 道路等の交通インフラの整備

(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

a 取組の内容

(a) 圏域の救急医療提供体制及び圏域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。

(b) 雇用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセス性の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、乙と連携し、実施する。

(b) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるために必要な市道を整備する。

c 乙の役割

(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、甲と連携し、実施する。

(b) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるための町道を整備する。

イ 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(7) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

a 取組の内容

観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備することで、その魅力度を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。

b 甲の役割

圏域共通の歴史や自然を活かした圏域内外の住民との交流及び観光並びに圏域内の体育施設を活用したスポーツ観光等の推進を図る。

c 乙の役割

乙の区域の資源を活用した観光や圏域内外の住民との交流について、甲と連携した取組を実施する。

ウ 定住促進

(7) 雇用創出による定住促進

a 取組の内容

都城志布志道路を活用した産業の振興による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。

b 甲の役割

都城志布志道路を活かした通勤圏の形成が可能な雇用創出ゾーンの整備及び乙と連携した雇用創出活動により、圏域への定住を誘導する。

c 乙の役割

甲と連携した雇用創出活動を推進するとともに、乙の区域の自然や住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 行政人材の育成

(7) 圏域行政マネジメント能力の強化

a 取組の内容

圏域における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行うとともに、人事交流の実施について検討する。

b 甲の役割

乙と協議の上、研修等を主導的に企画運営するとともに、圏域内での人事交流の実施について検討する。

c 乙の役割

甲と連携して職員の育成を推進するとともに、圏域内での人事交流の実施について検討する。

イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(7) 圏域協働マネジメント能力の強化

a 取組の内容

圏域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「特定非営利活動法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及

び行政との連携支援体制等の整備を行う。

b 甲の役割

(a) 特定非営利活動法人等の地域活動団体の設立や活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

(b) 乙と連携し、圏域内の特定非営利活動法人等の連携推進を図るとともに、特定非営利活動法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

c 乙の役割

(a) 甲の体制作りに協力するとともに、乙の区域内の特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。

(b) 甲の実施する連携推進を支援し、乙の区域内における特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。

ウ 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

a 取組の内容

民間を活用した地域力の向上を目指すため、圏域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進する。

b 甲の役割

乙と連携して、圏域全体の地域力向上のため、民間を活用した取組及びそれを支える民間の人材の育成と活用を図る。

c 乙の役割

甲の取組を支援し、民間の活用と民間人材の育成を図る。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲、乙協議の上別に定めるものとする。

(規定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲、乙協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の決定)

第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について

は、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 宮崎県都城市姫城町6街区21号  
都城市  
代表者 市長 長峯 誠

乙 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1  
三股町  
代表者 町長 桑畑 和男